

(別紙1)

公益社団法人大日本農会農事功績表彰規程の運用について

17日農発第75号

平成17年6月1日

平成20年6月9日

平成23年6月8日

平成23年7月1日

平成24年6月1日

平成26年6月6日

最終改正 令和元年6月1日

公益社団法人大日本農会農事功績表彰規程の運用について、下記のとおり定める。

記

(農事功績表彰候補者の推薦)

第1 候補者の推薦は次により行う。

1 (1) 大日本農会(以下、「本会」という)の会長(以下、「会長」という)は、都道府県知事、農業関係団体の長及び本会の各支会(以下、「支会」という)の長(以下、「支会長」という)に対し、毎年度、別添の大日本農会農事功績表彰規程(明治27年7月制定、平成17年6月最終改正。以下、「規程」という)第二条第五に定める緑白綬有功章の候補者を推薦するよう依頼する。

(2) 知事からの推薦者数は、各都道府県1名とする。ただし、大日本農会の支会がある道県においては、支会長推薦分を含めて2名とすることができるものとする。

(3) 農業関係団体の長及び支会長からの推薦者数は、それぞれ若干名とする。

(4) 推薦に当たり、表彰事由に係る配偶者の貢献度が極めて高いことが農業改良普及センター所長の意見書等により確認できる場合には、夫妻連名の推薦をすることができる。

2 会長は、都道府県知事に対し、当該年度の10年以前(平成26年度の場合は平成16年度以前)に緑白綬有功章を受章した者のうち、規程第二条第三に定める紫白綬有功章を授与することが相応しいと認められる者の推薦を依頼する。

3 会長は、毎年度、本会の役員等(経験者を含む。以下同じ)のうちから、本会活動上の功績に関し、規程第二条第四に定める紅白綬有功章及び紫白綬有功章の候補者を推薦する。

4 会長は、各支会長に対し、毎年度、支会の役員等のうちから、支会活動上の功績に関し、紅白綬有功章及び紫白綬有功章の候補者を推薦するよう依頼する。

5 1、2及び4により推薦を依頼された者は、毎年度、8月15日までに、会長に各有功章の候補者を推薦する。

(各有功章の推薦基準)

第2 各有功章の推薦基準は次のとおりとする。

- 1 第1の1に基づく都道府県知事が推薦する緑白綬有功章候補者
農業改良の奨励または実行上顕著な功績をあげ、地域農業の発展に貢献するとともに、現に農業経営に従事し、相応の農業所得を得ている者とする。
この場合、指導的功労者よりも、農業実践の功労者を優先する。
- 2 第1の2に基づく都道府県知事が推薦する紫白綬有功章候補者
 - (1) 緑白綬有功章受章後、原則として10年以上が経過していること。
 - (2) 緑白綬有功章受章後において、農事改良の奨励又は実行上、その功績が特に顕著であると認められること。例えば、受章後において次のいずれかに該当すること。
 - ア 農業生産・流通販売面で引き続き技術改良や工夫を重ねるとともに、当該技術等の普及に努め地域農業の指導的役割を果たしていること。
 - イ 作物生産・経営の改良・発展のため、生産農家が自主的に集まって相互に研鑽することを目的とする全国的または全県的な団体の長として、その活動を積極的に主導し、顕著な功績が認められること。
- 3 第1の1に基づく農業関係団体の長が推薦する緑白綬有功章候補者
各団体の業務分野に応じて、それぞれ通知する。
- 4 第1の3及び4に基づく会長及び支会長が推薦する紅白綬有功章または紫白綬有功章の候補者
 - (1) 紅白綬有功章候補者は、本会または支会の活動に対する功績が顕著であると認められること。
 - (2) 紫白綬有功章候補者は、本会または支会の活動に対する功績が特に顕著であると認められること。

(審査委員会)

第3 審査委員会の運営は次による。

- 1 会長は、第1により推薦があった各有功章候補者を厳正に審査するため、毎年度、審査委員会を開催する。
- 2 審査委員会に対する候補者の審査の諮問は、会長が行なう。
会長は、特別な理由がない限り、候補者全員を審査委員会に諮問しなければならない。
- 3 審査委員会は、緑白綬有功章候補者が複数名のグループである場合には、規程第二条の第一に定める名誉賞状の授与を会長に助言することができる。
- 4 審査委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(審査基準等)

第4 審査委員会は、各有功章候補者を審査するに当たり、次に示す基準を踏まえるものとする。

- 1 第1の1により都道府県知事、農業関係団体の長または支会長から推薦された緑白綬有功章の候補者にあつては、農業技術の研究・開発・普及、農業経営の改善・発展及び地域農業の振興に対する功績が顕著と認められること。
- 2 第1の3により会長から推薦され、または第1の4により支会長から推薦された紅白綬有功章の候補者にあつては、本会または支会の活動に対する功績が顕著と認められること。
- 3 第1の2により都道府県知事から推薦された紫白綬有功章候補者にあつては、農業技術の研究・開発・普及、農業経営の改善・発展及び地域農業の振興に対する功績が特に顕著と認められること。
- 4 第1の3または4により会長または支会長から推薦のあつた紫白綬有功章候補者については、本会の役員又は支会長等として、本会または支会の活動に貢献し、その功績が特に顕著と認められること。

(注：第1の2のカッコ内の年度は、この運用を適用する年度及びその10年前の年度に読み替えるものとする。)

(別添参考)

大日本農会農事功績表彰規程(抜粋)

明治二十七年七月 制定
平成二十七年六月 改正
平成二十三年七月 改正

第一条 本会は、左の各号の一に該当する功労者に対し表彰を行う。

一、農事改良の奨励又は実上功績顕著なる者

二、農業上有益なる発見又は研究を為し功績顕著なる者

三、農業教育上功績顕著なる者

四、農村の施設経営上功績顕著なる者

五、農村の風土改良功績顕著なる者

六、本会对し功績顕著なる者

第二条 表彰は総裁の御名を以つてこれを行い、左の賞章又は賞状を贈与す。

一、紫綬名譽章

第二、紫綬名譽章

第三、紫綬名譽章

第四、紫綬名譽章

第五、紫綬名譽章

第六、紫綬名譽章

第七、紫綬名譽章

第八、紫綬名譽章

第九、紫綬名譽章

第十、紫綬名譽章

第三条 既に表彰せられたる者に対し、更に上位の表彰を為すことを得

第四条 賞章の制式及び名譽賞状の様式左の如し(省略)

第五条 名譽賞状受章者に対しては副賞を授与す。

第六条 第一条に掲げられたる事項に該当する農事団体に対しては団体名譽賞状を贈与しこれを表彰す。
団体名譽賞状の様式左の如し(省略)

第七条 賞章又は賞状を贈与したるときは簿冊に登録し永遠にこれを保存するものとす。

第八条 賞章又は賞状を毀損又は紛失し再交付を要求したるときは実費を徴してこれを交付することを